

災害発生

農地

田 畑 他



農業用施設

水路 農道 他



← 少 被害件数 多 →

役場農地整備課に報告

TEL 0982-73-1211



役場による災害調査

大雨・台風等の発生後、役場職員が各地区に聞き取りを行います。

現地確認

役場職員が被災状況を確認し、補助金の対象となるか判断します。



補助対象外

- ・施設の不備
- ・維持管理不良
- ・その他 災害復旧の条件を満たさないもの

← 小 災害規模 大 →

復旧費用
40万円以上

自力復旧事業

高千穂町農地・農業用施設災害自力復旧事業

自己負担 50 %

町が復旧費用の半額を補助し、上限20万円が交付されます。

申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・被災写真
- ・事業施工の位置図
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・復旧費用の根拠（施工の見積書等）



国の補助事業

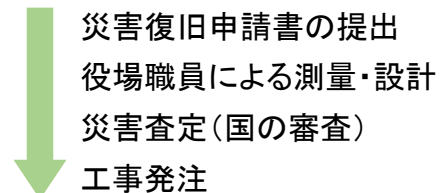
農地・農業用施設災害復旧事業

自己負担 10 % 以内

（農地 10%以内 農業用施設 0%）

国と町が復旧費用を補助します。施工業者は町で決定します。

事業の流れ



農地は面積に応じて限度額（補助金の上限額）があり、限度額を超える分は自己負担となります。

